# 令和4年度第4回小金井市情報公開·個人情報保護審議会日程

- 1 日 時 令和4年8月22日(月)午後6時から午後7時38分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室
- 3 内容
  - (1) 諮問案件の報告について
  - (2) 個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性について ア 検討課題等についての委員からの意見及び確認事項 イ 個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性についての審議
  - (3) その他ア 次回の日程について
- 4 出席者

【会 長】

• 仮野 忠男

【委員】

- ・井口 尚志 ・川井 康晴 ・白石 孝 ・立川 明 ・寺島 功
- ・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

### 【市 側】

加藤総務部長

<情報システム課> 山口情報システム課長 吉本情報システム係長

<総務課>

高橋総務課長 中世標却八間係

中村情報公開係長

# 【傍聴者】

3名

## 【仮野会長】

お待たせしました。ただいまから令和4年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

今日は全員出席という連絡を受けているらしいんですが、立川さんと篠宮さん はまだのようでありますが、しかし定数は足りているわけですね。

## 【総務課長】

はい。

## 【仮野会長】

開催したいと思います。今日もよろしくお願いします。

本日は、個人情報保護法改正に伴う審議会ということで、ふだんの審議会とは 別に開催することとなりました。ただし、本題に入る前に、事務局から報告事項 があるということですので、報告を求めます。新たな緊急の案件が生じたそうで あります。では、お願いします。

### 【総務課長】

では、お手元にあります資料の令和4年度第4回小金井市情報公開・個人情報 保護審議会資料という3枚つづりの資料を御覧ください。

これは緊急の案件ということでございまして、急遽、市の内部情報ネットワークについて、プロポーザルを実施することとなりました。

#### 【情報システム課情報システム係長】

時期が繰り上がってきて、通常でいうと来年度予算でも間に合うのですけれど も、半導体不足の関係がありまして、時期を早めました。

#### 【総務課長】

半導体不足の影響を受けまして、時期を早めなければならないということで、 急遽プロポーザルを実施しなければならない。その前に審議会が開かれるという ことであれば、お話をさせていただきたいということで、本日御報告するもので す。正式には、次の通常の審議会のところで諮問し、御了承を得たいと考えてお りまして、本日は説明と、御質問を受けて、仮に了承していただければと思いま す。それでは、説明に入ります。

平成27年度に発生した日本年金機構における個人情報流出を踏まえ、国の方針により、本市の現在の内部情報ネットワークセキュリティ対策は、平成29年度末から内部情報ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系の3つの業務領域に分離・分割した「三層の対策」による運用を行っております。

資料としては、次ページにございます現行の構成となっております。αモデル と言われている、こうした情報セキュリティ対策は、複雑・巧妙化しているサイ バー攻撃等による情報流出等の案件数の大幅な減少を短期間で実現しました。そ の一方で、自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下が、 国の「クラウドバイデフォルト」原則の推進や行政手続のオンライン化、テレワ 一ク等による働き方改革等を推進させにくくしている現状から、現状の「三層の 対策」の効果や課題と新たな時代の要請を踏まえ、利便性・効率性の向上に関す る新たな自治体セキュリティ対策を盛り込んだ総務省の「地方公共団体における 情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が随時改定されてきました。 この改定において、従来の「三層の対策」の基本的な枠組みを維持しつつ、効率 性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に主たる業務端末や内部 情報システムを配置した新たなモデル――最後のページにありますβモデル、β ダッシュモデルが示されています。つきましては、更新時期が令和5年10月に 迫った本市の次期内部情報ネットワークのセキュリティ強靱化モデルの選定に 当たっては、国のセキュリティポリシーにおける必要な情報セキュリティ対策を 講じた上で、非公開の情報資産も取り扱っている各種システムのインターネット 接続領域での運用についても慎重に検討を行いながら、業務効率のさらなる向上 が期待できるβダッシュモデルでの業務運用を目指したいと思います。

これらのことが、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号電子計算組織の運用に係る重要事項に該当するため諮問するものであります。 説明につきましては以上です。

#### 【仮野会長】

事務局から何か追加的に説明はありますか。

#### 【情報システム課情報システム係長】

特にございません。

### 【仮野会長】

特にない。はい。 どうぞ。

## 【白石委員】

分かりにくいんですよ。ちょっと担当所管課から、もう少し分かりやすく説明 していただけますか。

## 【仮野会長】

今私が言いたかったのは、そういうことです。

## 【情報システム課情報システム係長】

座ったままで失礼させていただきます。横長のパワーポイントの資料の $\alpha$ モデル、 $\beta$ ダッシュモデルという形で、それぞれモデルが示されているかと思います。 $\alpha$ モデルの真ん中辺りを見ていただくと、人事給与、財務会計、文書管理、LGWANメール、グループウエアという固まりがあるかと思います。 $\alpha$ モデルの真ん中ですね。

# 【仮野会長】

はい、分かりました。

## 【情報システム課情報システム係長】

人事給与、財務会計、文書管理、LGWAN、グループウエアで、こちらを仕事するに当たって、内部で完結する分にはいいんですけれども、例えば、インターネットバンキングで処理しなくてはいけないとか、インターネットで仕事しなければいけないというものが多々あるんです。そのために、今度は $\beta$  ダッシュモデルをちょっと見ていただいてよろしいですか。 $\beta$  ダッシュモデルのインターネット接続系のほうに、こちらの財務会計やグループウエアを移していって、少しでも業務の効率を上げていきたいというものになります。

なので、今までは、言い方はよくないんですけれども、どのようにお金の処理をするかということについてもLGWAN領域で行っていたんですけれども、現実問題として、インターネット等でやり取りしなくてはいけないものがありますので、十分にセキュリティを担保しながらも、インターネットでする仕事を増やしていきますということになりますので、今回、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号の「電子計算組織の運用に係る重要事項」に当たるだろうと思いまして、報告させていただいたというところでございます。

#### 【仮野会長】

これは、なぜこういう事態が起きたんですか。つまり、このように改定しようとしたのは、国のほうで決めたの。

## 【情報システム課情報システム係長】

実は国のほうで、今の $\alpha$ モデルの現行の構成だと、先ほどお話ししましたとおり、インターネット上で仕事をしてやり取りしたいときに、実際としてデータが飛ばないと、やり取りができないということになりまして、国のほうとしても、クラウドバイデフォルト、それからオンラインの推進ということからすると、逆行した制度設計のまま自治体に仕事をさせることは困難だろうということになりまして、ではセキュリティを担保しながらもインターネット上で仕事ができる

仕組みを、国として考え方を示しましたので、各自治体でやってくださいという ことになりました。なので、そちらに合わせて小金井市のこのネットワークも変 更したいと思いましたので、電子計算組織の運用に係る重要事項だと思いました ので、御報告させていただきました。

# 【橋本委員】

すみません。

## 【仮野会長】

どうぞ。

# 【橋本委員】

私の勘違いかもしれないのですけれども、前に定例の会議のときに、例えば府 中市とか、周りの市も……。

## 【仮野会長】

今、聞こえなかった。定例の会議のときに。

## 【橋本委員】

府中市かどこか忘れたのですけれども、そのようなところで非常にセキュリティがしっかりしているので、こういう形のものを導入しているのだが、小金井市でも導入するという方向の話が出たような気がするのですけれども、それは私の勘違いでしょうか。

### 【情報システム課情報システム係長】

恐らくこの話とほぼリンクしているお話かなと思われます。なので、小金井市 もセキュリティの仕組みをきちんと入れて、府中市と全く一緒だとは言いません けれども、府中市のようにインターネット上で仕事ができるようにしていこうと 思っております。

### 【橋本委員】

ということは、こんなに具体的な話ではなかったけれども、そういう話は出たということなのですか。

## 【情報システム課情報システム係長】

はい。

## 【橋本委員】

分かりました。

## 【寺島委員】

いいですか、一つ質問して。

### 【仮野会長】

はい。寺島さん。

## 【寺島委員】

 $\alpha$ モデルだと、LGWAN規格からパブリッククラウドがつながっているのですけれども、それを今回切り離すという。 $\beta$ モデルだと、インターネット空間のほうに持ってきてしまっているではないですか。そうすると、逆にパブリッククラウドから直にということで、人事云々とか財務関係とかのデータに入り込まれるリスクというのはないのですか。そのLGWANというのは、役所間でやり取りするような、結構セキュリティが高いという認識だったのですけれども、そこを離していきなりインターネット空間にパブリッククラウドを持っていってしまうというのは、セキュリティ的には高くなるものなのですか。それとも効率性、若干のセキュリティをダウンさせても業務効率を上げるという、そういうメリットという、いろいろ考え方はあると思うのですけれども、どうなのですか。

## 【情報システム課情報システム係長】

御覧になっているLGWAN接続系の上にパブリッククラウドがございますけれども、このLGWAN接続領域というものはこのままの形で残ります。申し遅れたのですけれども、我々が現在使っている端末、業務で使っているパソコンが今どこにあるかというと、このLGWAN領域というところにあります。インターネットにはつながっていないところです。我々がそのパソコンの領域をインターネット側に置いて、様々な内部情報系の仕事をそこでしていきたいということですので、そうすると当然、御懸念のとおり、セキュリティリスクというのは高まるわけです。高まるに当たっては、国のセキュリティポリシーで施すべきガイドラインというのがございますので、そういったセキュリティ対策を施した上で仕事をさせていただきたいという意味合いでございます。

#### 【白石委員】

関連で。

# 【仮野会長】

白石さん。

## 【白石委員】

今の寺島委員のお考えと私もほとんど同様なんですけれども、今までは、LGWANでやっているから安全性を一定担保できるよと。ところが、今回でいうと、要するにインターネット領域に移るということは、利便性重視で、日本の今の官民問わずセキュリティレベルは、デジタル庁をつくったといえども、相当に世界的なレベルとしては低い。だから、言葉上ではこのように強化しますよと、高度

なセキュリティ対策をと言われていても、やはりちょっと懸念を表明せざるを得ないんですよね。だけれども、実際の地方公共団体の今の実務の進捗状況からすると、こういう公共団体の世論が圧倒的に強い、あるいは総務省サイドがそのようにかじを切ったと考えざるを得ないんですよね。だから、本当にこれが担保できるのかということが、私たちは素人ですから、なおさら分からないですよね。だからちょっと懸念を表明せざるを得ないかなと。

# 【情報システム課情報システム係長】

少ししゃべってもよろしいでしょうか。

## 【仮野会長】

はい。

## 【情報システム課情報システム係長】

今までパソコンがウイルスに感染した場合とかだと、職員が手作業で作業しなければいけないということでありました。今でも変わらないのですけれども、新しいこの仕組みについても国から示されておりまして、エンドポイントセキュリティという考え方なのですけれども、各端末が例えばウイルスにかかったら、もう自動的にネットワークから分離されるような仕組みも含めて、影響が出ないような仕組みを含めて構築しなさいと言われておりまして、新しい仕組みとしては、そういったものも含めて対応するということを考えております。

#### 【情報システム課長】

このエンドポイントというのは、それぞれ職員の端末という意味なのです。なので、要は端末自体が感染した瞬間から遮断するというソフトなり仕組みを導入して、今までのように、既に世に出ているウイルスを通さないというだけではなくて、危うそうなものについても、ウイルスになるかもしれない振る舞いをするようなものに対しても、検知して遮断するという仕組みを導入いたします。

### 【白石委員】

おっしゃる意味は分かるのですけれども、多分、セキュリティ問題はいたちごっこですから、100%というのはあり得ないと思うのですよ。そういうときには、強固にすると言っていても、リスクはどこかに生じると。そのリスクが生じたときにどうするのかということと、それから、問題が起こっても、そこで取り扱っている機密情報とか自治体が保有している個人情報をどこまで担保し得るのかという、そっちのソフトのほうの対策も併せてやっていかないと、どちらにしても100%安全ということはあり得ないわけですから、これは小金井市の問題だけではなくて全国的な問題だと思うんですけれども、そこをどのようにして

いくのかをどのぐらい積み重ねられるのかということだと思うんです。だから、これについて、駄目ですとは言えないけれども、懸念はありますということですね。

## 【仮野会長】

この文書を読むと、令和5年10月にシステム転換するわけですね。それに間に合わせるには、今日この会議で一旦説明しておかないともう遅れてしまうと、こういう理由だったんですね。

## 【情報システム課長】

おっしゃるとおりです。

# 【仮野会長】

それでよく分かった。なぜ、急にこういうことを、本当ならもう1年前ぐらい に分かっていたことなのではないの。

## 【情報システム課長】

御説明申し上げたように、今ネットワークを構成しているサーバーですとか、そういった機器の期限というのは令和5年10月で切れるということはもうずっと分かっていて、ただネットワークを構築するには一定の構築期間というのが必要でございまして、その構築期間というのが、先ほど申し上げたように、今、半導体のものすごい不足によって、発注しても、どこの時期に入ってくるか分からないような状況、リードタイムというらしいのですけれども、発注から納入まで時間が読めないので、なるべく長い期間を取りたいということで、通常より早い期間に動き出すために、本日御報告をさせていただいているということでございます。

### 【仮野会長】

なるほど、そういうことか。なるほどね。それで、 $\alpha$ から $\beta$ に移ったらより安全になるというのならいいんだけれども、ここではそういう安全を確保するという意味で皆さん頑張ろうとしておられる。皆さん、ほかにはどうですか。

## 【寺島委員】

一つ、参考までに確認したいのですが。

## 【仮野会長】

どうぞ。

## 【寺島委員】

先ほどのウイルスが入ってきた場合に遮断するようですけれども、実際、結構 攻撃とかはされているのですか。参考までに聞きたいのですけれども。

# 【情報システム課情報システム係長】

どこまで答えていいか悩ましいところではあるのですけれども、インターネット側のほうから小金井市の情報を一生懸命なめようとしている形跡はありますが、実際は攻撃は受けておりません。

# 【寺島委員】

いわゆるマルウエアではないけれども、ああいうランサムウエアとか、そうい うものが入ってきているわけではないのですね。

## 【情報システム課情報システム係長】

ないです。

# 【仮野会長】

「なめる」というのはどういう意味ですか。

## 【情報システム課情報システム係長】

インターネット上でパソコン同士がつながっているので、ここにパソコンがあるよということ自体は、攻撃しなくても感知はできるのです。そうしたときに、生きていますか、生きていますよというこのやり取りが何度もあると、やっぱり不要なやり取りだよね、攻撃しようと思っているのかなという疑いがあるのですけれども、攻撃はしてこないという状態です。

### 【仮野会長】

なるほど。それを「なめる」というんですか。なるほど。

#### 【寺島委員】

ありがとうございます。

#### 【仮野会長】

この案件を了承したいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

分かりました。では、これを了承いたします。どうも御苦労さまでした。

それでは、大事なことを言うのを忘れていました。本件につきましては、10月予定の本審議会において正式に承認するということですね。今日は全て承認したわけではなくて、10月というのは10月13日か。たしか次回、10月13日にいわゆる通常の審議会をやります。そのときに正式に了承すると。それは、彼らも大丈夫ですね。

## 【総務課長】

はい、大丈夫です。

### 【仮野会長】

これを言うのを忘れていました。

それでは、本題に入りたいと思いますが、前回の審議会での御意見を受けて、個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性について、事務局から説明があるようなので、説明を求めます。これからは、個人情報保護法の改正に伴うほうの審議に入ります。

## 【総務課情報公開係長】

まず、資料の確認からさせていただきます。

資料8として、ちょっと条例、あくまでも案なのですけれども、今の条例と、 もし変わったら、イメージがつけばいいというより、こんな条例ですよという検 討事項資料8がございます。あと、次に検討事項資料9につきましては、各委員 さんから来た御意見等をまとめたものを記載したものになります。

その中で、白石委員から資料の要求がありましたものがあって、個人情報保護の法律についてのガイドライン(行政機関編)というものがあって、事務対応ガイドという、ちょっとひもでつづったこの500ページぐらいのものが、前からあったのは知っていたのですけれども、ちょっと量が多かったので、今までお渡ししていなかったのですが、要求があったので、今回は、ちょっと量が多かったんですけれども、御用意させていただきました。この中に「容認しない」とか、そういう表現等が出ています。

あとは、もう一つ、行政機関編とくっついているQ&Aというものが……。

#### 【仮野会長】

これですね、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関 等編)。

### 【総務課情報公開係長】

そうですね。あと、もともとこの法律改正というのがデジタル社会形成基本法 案という中にありましたので、それの概要というので、これも国の個人情報保護 委員会のホームページから引用してきているものが一つあります。

あとは、個人情報保護委員会というのはそもそも何かという質問がありましたので、これもホームページから出してきたのですが、個人情報保護委員会についての資料が1点あります。

以上、ないという方はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。

ちょっと順番は前後してしまうのですけれども、それが検討事項資料9の6ページのところに、要望として、そういう情報提供が必要ではないでしょうかということで、①、「デジタル社会形成整備法」の概要と、④、ガイドライン等で、①、

②、③と書いてあるので、ちょっとそれについて、説明の資料として今回御用意させていただきました。

あとは、個人情報保護委員会が発する各種文書類の法的位置づけというのは、 こちら、白石さんの質問があるように、法的には通知とか技術的助言なので、従 わなければいけない義務というのはないということになります。

あとは、法律的位置づけについては、こちらに書いてあるように、内閣府外局の「3条委員会」である「個人情報保護委員会」という一応独立した委員会ではあるのですが、個人情報保護委員会に関する説明です。情報を選ぶよりも概要を説明したほうが分かりやすいと考えまして、ホームページ等から引用してきました。

資料の確認は以上です。

## 【白石委員】

ちょっと一言おわびを。

### 【総務課情報公開係長】

はい。

# 【白石委員】

意見・質問の締切りの期限をちょっとというか、過ぎてしまっていて、実は3日ぐらいかけてこれは相当集中して私なりに勉強したりしたんですよね。それで、慌てて、もう意見書を出さなければというのでお送りしたときに、この行政機関向けのガイドが500ページ以上あるというのは知っていて、これが、目次がだけでいいと、実は書こうと思って書き忘れてしまったんです。それで今日、全部非常に御丁寧に印刷、配付していただいて、感謝するんですけれども、逆に言うと、これだけの紙を使っていただいて、それもちょっと申し訳なかったなということで、一応おわびをしたいと思います。ガイドラインとQ&Aは、これはもう必須ですから。ただ行政機関向けの事務対応ガイドは、必要であればサイトから取れるので、そこを目次さえあれば検索することは私たち委員の側でもできるので、と思って書こうと思ったんですけれども、忘れてお送りしてしまったんですよ。だから、おわび申し上げます。

## 【仮野会長】

資料の説明ですが、以上でいいですね。

## 【白石委員】

分かりました。

## 【仮野会長】

ところで、今日は、2時間ぐらい予定をしましたが、そうではなくて1時間半 ぐらいで終えたいという希望がありますので、皆さん、ぜひ御協力願いたいと思 いますが、では条例案に対して、第1条から読み合わせというのか、確認してみ ますか。

### 【総務課長】

はい。

## 【仮野会長】

それで皆さんの意見をお伺いしながら進めたいと思います。そういうことでいいでしょうか。

# 【総務課長】

はい。

# 【仮野会長】

どれを見ればいいんだ。

## 【総務課情報公開係長】

検討課題資料8というほうをご覧ください。

## 【仮野会長】

これか。横の印刷のほうかな。

#### 【総務課情報公開係長】

そうです。最初から、件名のほうから、「小金井市個人情報保護条例」と書いてあるのですが、国のモデルだと、「個人情報保護法施行条例」と書いてあるのですが、ここについては、他市で、国の個人情報保護委員会に確認をしたところがありまして、その回答が名称についてはとくにどのようにしても構わないということでしたので、今回お示しした条例案では現行どおり「個人情報保護条例」ということにしてみました。つまり「個人情報保護条例」という名称は変えないでいこうということで、条例案を作成いたしました。

ここまでの説明は大丈夫でしょうか。何かご意見があればよろしくお願いします。

次に、趣旨です。これは個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるという趣旨で書いてあるのですが、どうしても上位法という位置付けに個人情報保護法がなってしまいましたので、このような表現にはなっておりますが、趣旨については、一応、国が示した条例例を引用した形で作成しました。

第2条の用語です。「この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による」ということなので、定義については、

国が独自の定義をすることは、それこそ、こちらの事務対応ガイドとかにも書いてあるのですけれども、容認されないということなので、「用語の例による」という表現にしてみました。

ここまで大丈夫でしょうか。内容的にはほぼ変わらないので、特に用語の例についてこのように書いても、実際問題、影響はないのかとは考えております。

(2) 実施機関。「市長、教育委員会、選挙管理委員会」という右側のほうに今、 議会と土地開発公社が含まれるのですけれども、これにすることでどうなってし まうかというと、議会と土地開発公社が除かれることにはなってしまいます。

議会はどうするかというと、ちょっとここの場合は……。

### 【総務課情報公開係長】

ちょっと待って。今のは(2)、右側のどこを見ればいいの。

# 【総務課情報公開係長】

右側の第3条(2)です。

### 【仮野会長】

実施機関。

## 【総務課情報公開係長】

実施機関、第2号、(2)。今は……。

#### 【仮野会長】

これは、待って。これは現行条例の説明かな。

#### 【総務課情報公開係長】

そうです。右側は現行条例です。右側の現行条例で定めているのですけれども、 法律のほうを見ないとよく分からないかもしれないのですが、新条例案では、法 律の例によるという書き方になっているのですけれども、法律のほうでは、実施 機関という、表現は使っていないのですが、実質同じような意味で行政機関等と いう表現になっています。そしてその中に議会は含まれていないので、法律の令 によるとするとしますと、自動的に議会と、あとは土地開発公社が実施機関から 抜け出てしまうことになります。

それでは議会は今後どうなるかと言いますと、議会は議会自身で条例とか要綱 を整備してもらうということになると思います。

土地開発公社はどうなるかというと、市の100%出資団体なのですけれども、 法律の適用上は、民間の個人情報保護法の条項が適用されるということになりま す。何もしないでいいというわけではなくて、民間企業の情報開示の一定の義務 はあるので、約款等で土地開発公社は、そこら辺の手順を決めてもらわなければ いけないのですけれども、市の手から離れてしまうということにはなると思います。

市が今回の法律の適用される前までは個人情報について管理していました。そのため土地開発公社とか、100%出資団体というのは、結局、市区町村等のルールに従うので、改正後の条例にも対象として含めてもいいのではないかという質問を国の個人情報保護委員会に対して、他の市ですけれどもしたところがありましたが、個人情報保護委員会から含めてはいけないとは言われています。これは民間企業に対する個人情報保護法の規定があって、それを守ってくれれば問題ないはずだという考えのようです。

## 【仮野会長】

民間事業者は、こういう意味でガイドではそう言っているわけだね。

## 【総務課情報公開係長】

そうですね。逆に言うと、あまり民間企業は積極的には説明していないようなのですが、一応、民間企業も情報開示には対応するようになっています。例えば携帯電話会社とか、LINEとか、そのような、あとインターネットの楽天みたいなところに情報開示をすれば、しなければいけないはずなのですけれども、民間企業は出し渋りをするところが多いというところはあるみたいです。それも踏まえ、基本的には、土地開発公社を含めてはいけないというようなことが言われています。

その後、2ページの(3)、これは3号と読むのですけれども、少し分かりやすいように(3)、(4)、(6)とか、ここから下のほうは、基本的には法律にのっとってやって、定義とあまり変わらないので、影響はないと考えています。ここら辺については文言の整理とかで、法律の定義と言い回しとかは違うことはあるのですけれども、影響はないと考えております。

これに伴って、検討課題1に関して、資料9のほうを見ていただきたいのですけれども、死者についての定義というのはどうするかというと、国のほうで、このことについては個人情報保護条例の対象に含めてはいけないと言われているので、今度は検討課題の縦長のほうに、行ったり来たりで大変なのですけれども......。

## 【仮野会長】

資料は、資料9。

### 【総務課情報公開係長】

はい。検討資料9のほうで、死者の個人情報をどうするかというのがありまし

て、法律ではもう基本的に定義に含めてはいけないので、これは別途、条例にするか、要綱にするかについては決めてはいないのですが、別途定めるようにするということにし、今回、死者については改正条例には含めないようにしております。条例にしたときと要綱や規則にしたときの一番の違いは、要綱や規則だと、審査請求ができなくなってしまう可能性があるらしいのですけれども、近隣市ではほとんどが規則か要綱で定めようという考えではいるようです。

次へ行ってよろしいですかね。

# 【仮野会長】

はい。

### 【総務課情報公開係長】

この第4条が登録簿ということで、これについては資料の中の検討課題3に記載がありまして、1000人以上にするかどうかというのは別として、国の様式と定義と現状の小金井市は右側にある第9条で、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)とかと書いてあるのですけれども、比較したときにあまり違いがありませんでした。要するに今、毎回審議会のほうで届け出ている内容が、新しい国が定めた標準様式で届出が必要となる個人情報ファイルについても同じようなことは含まれているので、この部分については影響が少ないと考えますので、定義についてはそのまま法律を踏襲する形でいいと考え、登録簿については法で定めた個人情報ファイル簿に準じた形式にしております。9条で記録の名称とか目的、あと範囲、内容、あと管理者とかについても、基本的には新しく法律、条例とかでもほぼ踏襲するということなので、それは条例例、新しいほうでもやるようにはしています。

### 【仮野会長】

今9条と、急に話が飛んだけれども。

### 【総務課情報公開係長】

右側が9条ですね。

## 【仮野会長】

ああ、ここにあるな。

## 【総務課情報公開係長】

右側の旧条例の9条に書かれていることは、新しい条例案の第4条のほうにも含まれているので、ここについては基本的には劣化がないと思います。

### 【仮野会長】

「劣化がない」とはどういう意味。

## 【総務課情報公開係長】

今まで個人情報として定義され審議会へ報告しなければならないものが新し い条例によって、報告すべき個人情報ではなくなるとか、そういうことはないと いう趣旨です。

# 【仮野会長】

それを「劣化」と言うのかい。

# 【総務課情報公開係長】

「劣化」というか、今までやっていたことをやらないというと、漏れが出てくるので、そういうことはないということです。

## 【仮野会長】

分かった。それは「劣化」と言わないだろう。

### 【総務課情報公開係長】

そうですね。

## 【仮野会長】

「劣化」という難しい言葉を使うから混乱する。分かった。

# 【総務課長】

補足します。今対比しております新条例の4条と、それから今までの条例9条ですけれども、国の法律で届出の義務があるのは、1,000人以上の個人に関する情報を集めるときに、個人情報保護委員会に届けなければならないとされております。小金井市としては、現在お示しした案では、1,000人以上に限らず、今までと同様に、個人情報を定型的にファイルにして集めるような場合には届出を必要とするという案を示したということになります。それは、今まで審議会にお届けをしておりましたが、今度はファイルを作りましょう、それを一般の閲覧に供してください、その方法は別途市長が定めますというような、審議会に届け出るという形ではありませんが、届け出るべきファイル簿はちゃんと作るという案です。ですので、新しくなった条例の届出内容のイメージとしては、今までと基本的には変わらないのですけれども、一応国の要件も満たしているので、今までどおり登録して、国の報告は1,000人以上となっているので、その中で1,000人以上のものだけは国のほうに報告するという感じで、一応事務が二重にはならないように考えています。

## 【仮野会長】

事務が何。

### 【総務課情報公開係長】

事務が二重にはならない。市で独自にして全部完全に国に報告する様式と、今までの市の様式を二重でやってしまうと、事務が二重になってしまうのですけれども、今回は一応人数には関係なく、国の定めた定義と変わらない定義になっているので、取りあえず今までどおりに報告しておいて、その中で1,000人以上の部分だけ国に報告すればいいので、事務が煩雑にはならないと考えております。

# 【仮野会長】

ここまでのところ、皆さん、何か質問なりがあれば。どうぞ、白石さん。

## 【白石委員】

まず、条例の名称ですけれども、従来どおりの名称にしていただくことはとてもいいことだと思います。というのは、ほかの自治体の例、既に先行している自治体の例などを見ますと、どこの市とかということは言いませんけれども、例えばこのように書いてあるんですよ。「法により条例に委任された事項を定める〇〇市個人情報保護施行条例が」と、全然主体性がなくなってしまうんですよね。法によってそのようにしなさいと言われたからそうしますと、それはあまりにも策がないんじゃないですか。特に今日、備考に書いていただいているように、そこまでは縛りがないということであれば、従来どおりの名称を使っていただくことだけでも、小金井市の姿勢が示されると思うんですよね。だから、とてもいいことだと思います。

それから、100%出資法人は、土地開発公社だけではなくて、ほかにも多分幾つかありますよね。逆に言うと、今までそこをどうしていたのかということがあるんですけれども、実は私は現職のときに土地開発公社の職員を兼務していたことがあるんですよ。あれは相当個人情報を扱うんです。要するに土地の売買関係ですから。だから、ここを外して民間の個人情報保護法適用でいいよと、果たして言い切れるかどうか。だから、市が100%出資している団体についての一定の考え方を、この条例の中に含めなくても、一定整理されたほうがいいのかなという気がします。

取りあえずそんなところです。

# 【仮野会長】

今の点はどうですか。ごめんなさい。その前に、どうぞ、松行さん。

## 【松行委員】

今のこのお話でいきますと、小金井市は、定型化あるいは簿冊化のほかに、この1,000人以上のファイルというのを、これはだから3つの形式があるわけ

ですか。形式的には3つあるということになるんですか。

## 【総務課情報公開係長】

現状では1種類です。現在の条例にあるのは、定型化、簿冊化するときは届出をするということになっていますので、現状では1形態ということで、事業を始めるときに審議会に報告しなければならないとなっています。

## 【松行委員】

そうですか。それで今度はファイルを提出するわけですか、1,000以上の場合。

## 【総務課情報公開係長】

はい。個人情報保護委員会に届出をすることになります。

## 【松行委員】

ああそうですか。そうすると、結局、今までは定型化、簿冊化だけでよかった のが、またもう一つ、ファイルを作成しなければならないということになるわけ ですね。

## 【総務課情報公開係長】

今までのとおりの報告の方法を残した場合にはそのようになってしまいますので、今回お示しした案では、全部、法で定められる個人情報ファイルに統一するようにして、1,000人を超えた部分については個人情報保護委員会に届出をし、1,000人に満たない部分については条例で対応するようにと考えました。

#### 【松行委員】

ああそうですか。分かりました。

#### 【篠宮委員】

その関連ということで。

#### 【仮野会長】

はい。どうぞ。

### 【白石委員】

登録簿の関連で、これは極めて重要な問題だと思うのですけれども、今までは確かに小金井市の職員サイドからすれば相当大変な実務だったと思うのですけれども、たしか前回の審議会のときに、現行だと500か600とおっしゃっていましたよね。もっと多かったでしたっけ。

## 【総務課情報公開係長】

今のファイルですか。3,500件以上です。

### 【白石委員】

そうですよね。それがだから 1,000以上になると、一気に一桁減るだろうという……。

## 【総務課情報公開係長】

そうですね。実際にやると、まだ計算して調査はしていないのですけれども、 他市の例だと、奈良市の例だと170ぐらいになる。

# 【白石委員】

そうですよね。そうそう。だから、一気に激減ですよね。一番基本なのは、住民自身が、自分の情報がどのように集められ、利用されているのかということが見えるか、見えないかということだと思うのですよ。だから、そういう意味では、件数にかかわらず、住民の個人情報が行政、公共団体によってこのように集められ、利用されているということを伝えていくということでいうと、件数に関係なく、きちんと登録簿にして、それが見える化していくというのが、今回のこの条例改定の中でも私はかなり重要なテーマだと考えているのですよ。ですから、行政サイドからすれば、この前も、なかなか大変だけれどもという話があったけれども、住民の側に立ってみれば、大原則のことになるのかなと思うので、これはぜひ継続してもらいたいですね。

### 【仮野会長】

このまま、なるほど。

ほかにこのところで皆さん、質問はありますか。

#### 【橋本委員】

すみません。ちょっと前に戻るのですけれども、検討事項1のときに、いわゆる亡くなった方の情報等については、先ほどさらっと話されたのですけれども、 要綱とか内規とか、そういうもので、条例には入れずに、それで対応するという ことで今了解されたということでしょうか。

### 【総務課長】

まだ今、情報共有の段階ですので、いろいろ御意見があればおっしゃっていただいて、我々もどのような方向性にするか、検討しているという段階です。

## 【橋本委員】

ここではそのような方向性でということでよろしいでしょうか。

## 【仮野会長】

まだまだ何も決まっていないんですよ。

### 【橋本委員】

決まっていない。ああそうですか。ここは決めるのではなくて……。

### 【総務課長】

最終的にはこのようにということで合意していただき、我々としては、審議会の御意見をいただいたところで、市長はそれを基に政策を決定していくということになります。

# 【橋本委員】

すみません。ここで決めると言ったのは、ちょっと言い方がきつかったのですけれども、この場での合意という意味では、そういう方向でということでよろしいですか。

## 【仮野会長】

それは、この今日の今までの議論では、ああそうかとみんな納得はしつつある わけですけれども、そういうものを積み重ねていって、それで最終的に案として の考えをまとめる、決定するということになると思うんですね。

## 【総務課長】

今までの議論でいきますと、死者の個人情報については何らか規定があったほうがよいという御意見が多く、それによって我々も資料を幾つか……。7月21日の資料7で、練馬区ではこのように運用されていますというのを、見本というか、イメージとしてお配りしております。

### 【仮野会長】

死者の問題はね。

#### 【総務課長】

はい。

#### 【橋本委員】

ですから、確かにこれを見ると、この資料は要綱という形でやられていると、そういう方向がいいだろうというような、今この場ではそういう方向で……。

#### 【総務課長】

はい、それが多かったかなと思っております。

いずれにしましても、法律では、死者の個人情報については触れていないということになっておりますので、何の規定も今されていない。ただ、市としては、たくさん保有しております。ですので、これについての取扱いは何らか定めたほうがいいだろうという御意見です。あまり形式のところはお話ししてはきませんでしたが、ただ、先ほども係長のほうから申しましたように、審査請求など、生存する個人ができるような権利というところまで行く必要があるのかと考えますと、規則や要綱でよろしいのかなという感じはいたします。これは事務局の意

見です。

## 【仮野会長】

死者の扱いは、基本的な問題提起というか、問題意識はその程度にしておいて、 最終的にどうするかはまたゆっくり考えましょう。

### 【総務課長】

はい。

## 【仮野会長】

さて、次は何をやりますか。

### 【総務課情報公開係長】

次は、第5条のです。

4ページ、ちょっと左側、開示非開示情報。桁ずれが起きるために、このまま残したのですが、新しい個人情報保護法の中で、開示の基準が示されているのですけれども、それと条例とに差異がある場合は、調整する条文を作るのは差し支えないということで、検討課題としていたのですけれども、情報公開に後ろ向きとの疑念を抱かせかねないというような感じで書かれたんですけれども、小金井市の条文と個人情報保護法の開示の条文を比較したところ、個人情報保護法の開示の基準と基本的には差がないので、ここについては条文を制定しなくていいのではないかと考えまして、この条文を制定しないようにさせていただきました。基本的には国と同じかそれ以上で開示していると考えていますので、特に制定する必要はないと考えております。

#### 【仮野会長】

これは、この右側に書いてあるとおり、「開示非開示については、国の法律と差異がないため制定しないこととします」と、これはこれでいいと。

#### 【総務課情報公開係長】

そうですね。はい。

# 【仮野会長】

なるほど。

## 【総務課情報公開係長】

差のある自治体もないことはないようなので、そういう自治体は条文を制定するようなのですけれども、一応、比較表というのを作ってみて検討してみたのですけれども、基本的な差はなかったので、一部表現の違いとかはありますが、表現の違いの差ぐらいで、内容的には同等ということで、わざわざ制定する必要はないと考えました。

## 【仮野会長】

白石さん、この点はどうですか。

## 【白石委員】

後で最後に全体を通しての感想でちょっと言いたいと思うんですけれども、要するにすごくシンプルになってしまいますよね。それでいいのかなという気がしているんですが。

## 【総務課情報公開係長】

そうですね。開示非開示とか、手続も法律のほうに書かれているので、特にこだわりは、変わったことがない限りはつくる必要がないというところがあります。 あとは、あまり今度変わったことをすると法令違反になるので、つくれないというところもあって……。

## 【仮野会長】

なるほど。その問題ですか。

## 【白石委員】

いや。せっかく触れてしまったから申し上げたいんですけれども、自治体の法務について、私は専門ではないので、よく分からないんですけれども、その上位法と条例との関係で、ほかの分野の課題はみんなこういうつくりになるのかなと思っていて、逆に、条例は条例として、その上位法に書かれているからこれは省略するよということになると、住民から、その主権者から自治体を見たときに、自治体の法律である条例に書かれていないということをどう理解すればいいのかという、その辺りはちょっと私は自治体法務に詳しくないので何とも申し上げられないんですが、ちょっとシンプル過ぎてしまうのかなという気がするんですけれども、違いますかね。よく分からないんですけれども。

#### 【総務課長】

基本的には、法律があるものについては、法律を見て運用していく。条例で定める必要があるものについては、条例で定める。同じ事柄を定めてしまうと、どちらに従えばいいか分からなくなるということとか、法律が改正されるときに齟齬が生ずることがあるという、リスクというか、そのようなこともあります。このようなスタイルのものというのは、例えば地方公務員法とか、いろいろありますけれども、同じことは基本的には定めず、細目で定める必要があるものは定めることができると思っております。

今回の、例えば今の開示情報ですけれども、今まで運用してきたものはもう少し具体的だった。それが法律に書かれるときには、かなりまとめたような言い方

になってくるわけですけれども、これは、今までの運用が今法律に書かれたものと齟齬があるとは思っておりませんので。ただ、条例に書いてしまうと、事務上はちょっと混乱します。なので、できれば今までの細目のようなものを手引書とかに書いて運用していくのが分かりやすいのかなと事務局としては考えております。

## 【仮野会長】

手引書でね。

## 【総務課長】

はい。

### 【仮野会長】

井口さん。

## 【井口委員】

私も、条例は上乗せ、横出しと単純に考えていて、法律にあるものは基本的に 法律を適用するという考え方で、全てを条例で網羅しようとすると、法律との関 係が非常に煩雑になってしまうという気持ちはありますので、法律で定めている ことで、さらに上乗せしたい、あるいは横出ししたいというものに限定して条例 をつくっていけばいいかなと思っています。

### 【総務課情報公開係長】

一応、上乗せ条例と横出し条例について国から通知が来ていて、明確に先ほどやった開示非開示情報とかは、条例で定めることができると書いてあるので、それについては制定しても構わないと書いてあるんですけれども、そのほかについて、要するに自治体の解釈で上乗せとか横出しをするのは容認しないというような、いわゆる通達みたいなものが来ているので、そこについてはちょっと難しいというか、白石委員が言われるように、確かに通達なので、それを突っぱねてつくるというのはできないことはないのかもしれないんですけれども、取りあえず案としては、その考えもあってそのままやっているような感じです。

## 【白石委員】

では、もう原理原則は井口委員のおっしゃるとおりではあると思うんだけれども、今回の個人情報保護委員会の、私はこれは地方自治法に基づく技術的助言にも当たらない、単なるガイドラインだと思っているんですけれども、そこがこれほど強い口調で言うことに対して、非常に心理的というか、精神的には抵抗感が強いんですよ。だから、なおさら、小金井市としてのきちんとした基本姿勢をこの課題については示したいなという思いがあって、それで先ほどのような発言を

させていただいたんですけれども、どうしても引っかかるんですよ。それでもう本当に3日間ぐらい集中してずっと保護委員会のこの一連の3文書を読み込んでいたら、正直言って気持ち悪くなってしまうんですよ。何か、感覚的に拒否感、忌避感が出てくるんですよね。「ここまで言うのか、あんた方は」という感じですよね。だから、自治体法務の原則からすればそうかも分からないけれども、一個人の委員としては、そこは申し上げておきたいなということなのですね。

# 【仮野会長】

その辺は一番大事な点だな。

# 【白石委員】

前例としてこの辺りは、今もう既に審議会の答申が出ている中で、かなり面白いのは世田谷区さんなんですよね。ホームページでも公表されているので、小委員会の報告と、それから審議会全体の報告、ぜひ委員の皆さんにもネットで検索して御覧いただきたいんですけれども、区長の姿勢が非常にきちんとしているのと、それから審議会としてもきちんと審議されているんですよね。だから、私もどちらかというとそのようなこと。あとは、先行しているのは神奈川県とか、幾つか、それなりに注目できるようなものが既に報告書で出ているので、ぜひそういうものも参考にしながらやっていければなと思っています。

### 【仮野会長】

世田谷区の区長さんからあるわけですね。神奈川県は、情報公開法の、あそこは長州さんの意向、遺訓が残っているし、小金井市は当市長がどう考えているかということがひとつ大事になってくるんだけれども、それはそれとして、取りあえずここのところは皆頭の中を整理しながら、今日は結論はすぐには出さないで、次の手数料に行きますか。今日はどこまで行きましょうかね。まだあと30分、40分ありますが。

### 【総務課長】

一応、説明だけできれば、あと少しなので、7条まで。

## 【仮野会長】

そうか。7条。では、できるところまでやりましょう。説明を聞きましょう。 【総務課情報公開係長】

次が検討課題5、手数料なのですけれども、現行の手数料については、23条で、原則無料で、開示するときの実費を負担しなければいけないというように書かれているのですけれども、ちょっと表現方法が変わってしまっているんですけれども、内容的にはほぼ同じで、基本的に手数料は無料で、実費に要する経費、

コピー代だけとか、CD-ROMだったらCD-ROMのお金だけを負担するという形式にしているので、ここについては現行と変わりはないと考えております。参考に書いてあるのですけれども、近隣市はほとんどこのような形なのですけれども、中には個人情報保護条例という、情報公開との違いが自分の知る権利ということなので、これは資料が莫大になると、すごいお金がかかっていることは否定できなくて、例えば1万枚とかとあると10万円とかになってしまうので、自治体によっては、ちょっとどこなのかは覚えていないのですが、上限を設けたり、あとは収入によって減免を考えたりしているというところもあるようですが、近隣市については一応現行どおり、このような形にはしています。

特に大丈夫でしょうか。

## 【仮野会長】

これはいいんじゃないの。

## 【総務課情報公開係長】

これは、ではこのままでいきたいと思います。

次が検討課題の6です。開示の期限なのですけれども、一応、現行を踏襲しようと考えて、小金井市の期日を定める条例として、7日以内という表現にしたんですけれども、1点ちょっと現行条例と比較して注意が必要なのが、「訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては20日(市の休日を除く。)以内に当該請求を認めるかどうかを決定しなければならない」という、この20日が現行の条例のままだと、国の30日をオーバーしてしまう可能性が、年末年始のときに訂正の請求があると起きるので、この条文はちょっとこのままは残せないということになります。

一つは、7開庁日。ちょっと職員は大変なのですけれども、延長の規定があるということで、これを7日と、開示請求と同じにするか、もう一つは、もう30日と、国と同じにしてしまうか、どちらかだとかは思います。ここの部分だけは今のままではちょっとできない部分になります。

## 【仮野会長】

今のままではできないというのは、どういう意味。

## 【総務課情報公開係長】

今のままだと、法律違反になってしまうということです。年末年始だと、小金井市は、29日から休んで、29、30、31、1、2、3日とかあって、その後、3日の後が、4、5が土・日とかであるとさらに短くなって、あと成人の日とかが来るので、年末年始ぎりぎりとかに訂正、削除、目的外利用の場合は「2

0日(市の休日を除く。)」だと、30日と、国の法律は休日を入れていないので、 オーバーしてしまう可能性があります。これはちょっと大丈夫かなと自分が指を 折って数えてシミュレーションしてみた結果、何年かに一度なのですけれども、 オーバーしてしまう可能性があるので、このままではこの規定は残せないのかな とは思います。

ただ、原則、今の日数を優先して、あとは文言調整でいいと承認していただければ、それで条例案をつくっていきたいかなとは思っております。

## 【仮野会長】

開示請求があってから何日以内というのは、要するに、請求者の<u>内側</u>というか、 気持ちを考えて、短くしているんでしょう。

### 【総務課情報公開係長】

そうです。

## 【仮野会長】

だから、そのこと自体はいいよね。だから、できるだけ早期にスピーディーに 対応して請求者に渡すということを考えれば、おのずから結論は出てくるのでは ないのか。

#### 【総務課情報公開係長】

そうですね。この20日も、年末年始でなければ国より早いのですけれども、 年末年始のちょっと休日・祝日が多い期間になると、すごく稀ですがでオーバー してしまうので、そこだけは、原則は、小金井市のやり方は、国の基準よりも早 めに出すということなので、文言の調整で、あとはお任せしていただければ、条 例案をつくっていきたいと思います。

### 【松行委員】

質問ですけれども。

#### 【仮野会長】

はい。松行さん。

## 【松行委員】

この20日というのは、今のように文言で調整するということなのです。この内容が、「訂正、削除又は目的外利用等の中止」。結局はっきり言うと、訂正、削除とかは結構重要な問題ですよね。それは30日とか、その期間は結局それはできないということですよね。

### 【総務課情報公開係長】

請求があって、訂正、削除。訂正は、間違っているのを直してほしいというの

で.....

## 【松行委員】

削除は。

## 【総務課情報公開係長】

削除は、本来例えば10年しか持っていてはいけない個人情報を持っているからそれを削ってほしいとか、何の権限もないのに小金井市が個人情報を持っているので、それは削除してほしい、というときに削除をすることです。目的外利用等の中止というのは、例えば最初に税の部門で扱ったこの税情報をどこかに提出するときに、法律に基づいているものは止められないのですけれども、例えば所得を判定して何か事業を行うというときに、この審議会で諮問し利用が可能であるというようなときは、目的外利用にはなってしまうのですけれども、提出するのを本人が「それは困るからやめてほしい」とか、そういうときには請求があれば場合によっては中止とかすることはあります。

### 【松行委員】

そうすると、こういう今おっしゃったような引っ込みは、結局30日止めておいてもあまり影響はないということですか。

### 【総務課情報公開係長】

そうですねという……。

### 【松行委員】

それからもう一つあれしたいのは、私はこれはちょっと分からないんですけれども、人が亡くなったとき、結局、人が亡くなった後で、そのお名前とか、そういうものの削除というのはこの中には入らないんでしょう。

#### 【総務課情報公開係長】

亡くなった……。

### 【仮野会長】

人というのは、例えばどんな人ですか。

## 【松行委員】

それは何になるんですかね。

## 【総務課長】

例えば、あるサービスを受けている方が亡くなったというときに、わざわざ自分から「亡くなったので削除してください」ということは、市の業務の中ではあまりないんです。例えば、亡くなったことにより、健康保険とか介護保険などでは料金をお支払いいただいていますので、引っ越しの情報もそうですけれども、

定期的にそのようなデータを取得して、そういった方にお金を、料金を、保険料をお返しするとか、そういった業務で定期的にチェックしている業務でなければ、なかなかその持っているファイルの中の個人の情報を消したりということはなされないんです。

ただ、様々な事業の中で、そのように定期的に通知を送るとか、料金を頂くというアクションを起こすような事業であれば、基準日ごとに住民基本台帳等とぶつけてデータを更新していくという作業を自動的にしていると考えていますので、今言っているような自分の個人情報について訂正、削除というものは、死者の場合にはあまり関連がないかなと思いますけれども。

## 【松行委員】

そうすると、ここに書いてある「訂正、削除又は目的外利用等」、このことに関してはほとんど30日でも影響はないということですか。

## 【総務課長】

それは、影響があるかないかよりも、もしかしたらこの事務の煩雑さかもしれないです。いろいろ事実関係など、調べなければいけないことを想定して少し長めに期間を取っているのかと推測します。そもそも7日で出せるというものは、もうあるかないかを確認して御本人にお見せするというのが7日間ですが、「訂正、削除又は目的外利用等の中止」といったときには、いろいろ事実関係を調べて決定しなければならないのだと、そのような日数をもともと小金井市では20日ですけれども、設けていたと考えますけれども。

#### 【松行委員】

分かりました。

### 【井口委員】

質問です。

### 【仮野会長】

どうぞ、井口さん。

## 【井口委員】

20日、30日とはちょっと違うんですけれども、その訂正、削除、目的外利 用の中止請求、訂正、削除は、もちろん間違っているから訂正せよとか削除せよ ということで、目的外利用等の中止請求というのは、利用目的を明示することに なっていて、その明示した利用目的とは違うから中止せよという請求ですか。そ れとも、目的外使用されていること自体を認定するのかどうか、そういう話なん ですか。

## 【総務課長】

そのように捉えております。もともといろいろなものの事業を申し込む際などに、個人情報は本人から収集することが原則となっておりまして、その申込書などには大体、予測されるこういう個人情報、税に関して、あるいは住民基本台帳など、そういったあなたに関連するものを見ることに同意しますかという同意欄などはいただいているんですが、それ以上、本人の了解を得ていないようなことに情報を活用するような場合、それは承服できないとなれば、利用の中止ということも受けられるようにはなっています。

## 【井口委員】

仮に目的外利用をしてしまっている場合に、それは請求があろうがなかろうが、 中止すべきですよね。その辺はどうなのですか。

## 【総務課長】

目的外利用で認められる場合は、法律で決められている場合は、一定、個人情報保護条例に規定がありますので、その規定に従ってやっておりますが、それでも……。

# 【井口委員】

「法律に基づいて」どうのこうのとか、そういうことですね。

#### 【総務課長】

はい。あるいは、何もなければ審議会で了承を得るという形になっております。 緊急性がある、本人の生命・財産に関わるなどによって、一定の条件の下、目的 外利用というのはできることにはなっているのですけれども、それが不服である という場合には、中止の請求というのができることにはなっております。ただ、 あまりないです。ほとんど受けたことがない。運用はあまりされておりません。

#### 【総務課情報公開係長】

特に事例はないです。訂正は過去にありましたけれども。

### 【井口委員】

例えば、これは目的外利用だという、中止の請求があった場合に、これは事務 局で、目的内です、目的外利用ではありませんという判断を一応はしているわけ ですね。

## 【総務課長】

そのような場合には……。

### 【井口委員】

審議会に諮るとか、そういうことはないですね。

# 【総務課長】

それは条件ではないです。担当課において中止するかどうかの判断をすることになりますけれども、例えば最近、審議会に諮らせていただいた案件としては、商品券を配る際に、目の見えない方に点字の表示をしたい、商品券を送るときの点字の表示について点字が必要であるかどうかという情報を目的外利用したいということをこの審議会に諮らせていただいたことが、去年かそのぐらいにございました。審議会としては了承しているんですけれども、もしかしたら御本人様が「私は突然、障害担当でない課から点字で来たのに驚いた。それはもう使わないでほしい」といった請求があれば、お受けするという例になるかなと思います。

## 【井口委員】

例えば警察とか、あるいは税務署とか、そのようなところから「この情報が欲しい」と言われた場合に、もともとの利用目的には書かれていなかった。でも、一応法律に基づいての警察からの請求かなという場合、微妙なケースもありますよ、多分。

## 【総務課長】

そのような場合は、公益や御本人の個人情報というもののバランスということ はありますけれども、法律に明示されている場合には、法律が優先となると考え られますが、任意でなければ。

#### 【総務課情報公開係長】

一応そこで、これは小金井市ではなくてほかの区なんですけれども、新宿区が、特殊詐欺対策で警察で65歳以上のリストを出してほしいと言って、いわゆるオプトアウト方式で、嫌だったら止めるけれども、連絡がなかったら渡してしまうという通知をして、警察に渡したことがあったんですけれども、それは、ちょっとこの請求かは分からないんですけれども、結局、目的外利用の説明が不十分だということで停止させたということはあります。

## 【井口委員】

そうですね。何となくそういうちょっと微妙なところは、事務局判断はあるにしても、審議会とか、そのようなところで諮るというのも一つの、ちょっとスピーディーに対応できないという問題はあるかもしれないんですけれども、結構その個人情報の侵害だという主張はあり得るかなという気がしました。ちょっとこの20日とはあまり関係ない話なんですけれども。

### 【仮野会長】

いいですか。

それでは、第8条、9条、10条、11条と、それを御説明いただいて、今日はこれぐらいで終わりとしますか。

### 【総務課長】

9条、10条は今のものの同じ案件となります。

## 【仮野会長】

そうですね。法律……。

## 【総務課情報公開係長】

条例は、一つの21条とかで書かれているのですけれども、法律のほうは、開示と訂正と利用停止と分けて書かれているので、新しい条例はそれに合わせて書いているだけで、まとめて今回の検討課題とはなっております。

### 【仮野会長】

なるほど。

## 【総務課情報公開係長】

次は、11条なのですが、その前に、11条は長くなりそうなので、検討課題 2の条例、要配慮個人情報についてなんですけれども、ちょっと末尾のほうに線 を引いてあります。

## 【仮野会長】

どこですか。

### 【総務課情報公開係長】

6ページ、11条の次です。

#### 【仮野会長】

6ページ。

### 【総務課情報公開係長】

6ページの左側の条例要配慮個人情報というのがありまして、これは法律で市の裁量により条例で要配慮個人情報を定めてもよいと書いてある条項で、市として制定すべきかどうかというのを検討したのですけれども、事務局が今現在の状況を鑑みて、あと委員の皆さんの意見を考慮して検討したところ、今のところは定めなくていいのかと考えまして、これについては定めないという方向で考えております。よろしいでしょうか。

よろしければ、また戻っていただいて。

## 【仮野会長】

うん、いいよ。

## 【総務課情報公開係長】

5ページの11条、審議会、検討課題7、当審議会についてなんですけれども、一応、審議会に関する条項を制定するほうでこの条例をつくってはいます。「市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる」。2項で、一定の報告を求めるとして、「市の機関は、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について審議会に報告することができる」として、報告も規定した案をつくってみました。

このようにまとめた感じになってしまうのが、今までこちらの古い条例のほうだと、9ページのほうに、電子計算組織に記録する個人情報という電算諮問と、第15条、9ページの右側に、電子計算組織の結合の禁止——これはいわゆるオンライン諮問と言われるものですけれども、あと、大分飛んでしまうのですけれども、12ページ、委託の諮問という、市が委託するときは諮問をかけなければいけないという、こういう個別に何かしなければいけないという条文は国が容認しないということなので削除して、新しく包括的に審議するというような書き方を考えて、第11条として取りあえず、諮問することができると、あと意見や報告を求めるというような感じで書いてみました。

### 【仮野会長】

なるほど。

#### 【総務課情報公開係長】

やはり何もやらないと意識が低下してしまうという、職員に今も10月の案件を聞くときに、ここの審議会にかけるというのは心の中にあって、常に注意しているので、全く何もしないとなると、個人情報を放置されてしまうという懸念はありますので、何らかの形で存置はしたいと考えます。

### 【橋本委員】

すみません。

## 【仮野会長】

どうぞ。

# 【橋本委員】

そのときに、第1項、諮問、第2項、報告と分かれているけれども、そこは、 どういう案件が諮問で、どういう案件が報告なのかと、そういうところが適宜、 その重要性というか、そういうものに鑑みてやっていこうと、そういう考え方で よろしいでしょうか。

# 【総務課長】

ただ、事務局として今考えておりますのは、今までこの審議会に私も関わってきまして、こういったことを諮問したいなと思いつつも、日々のこの案件の多さで、なかなかそれ以上のことができなくておりましたが、例えば個人情報取扱特記事項のような契約書につける文面、委託者に義務づけること、そういった契約書にこのようなことを盛り込むべきといった御意見をいただいたり、それから個人情報が漏れてしまったような場合に、例えば公表する基準とか、審議会のほうにこういったことを報告するとか、そういったものも今まで基準などはありませんでしたので、そのようなことを御審議いただくような場も必要なのではないかと事務局としては考えておりまして、今後、個別事業の案件というのは報告のほうでさせていただき、そのような諮問なり、御意見をいただくような場として審議会を置いたらどうかと考えているところです。

### 【仮野委員】

なるほど。

## 【橋本委員】

どうもありがとうございました。

#### 【仮野会長】

一応説明は終わりましたね。

## 【総務課長】

はい。

#### 【総務課情報公開係長】

そうですね。あとは、パブコメはすべきかどうかという検討課題があったのですけれども、パブリックコメントはやる方向で調整していくということ。あと、一応簡単に質問があったものに回答させていただくと、川井委員の、審議会の検討の根拠はどこにあるのかという……。

### 【仮野会長】

パブコメ等はどこに出ているのか。

## 【総務課情報公開係長】

すみません。検討課題資料の9。すみません。

## 【総務課長】

9の3ページ。

### 【総務課情報公開係長】

3ページ目。パブリックコメントについては、これは条例を書くものではない

ので、ちょっとこちらのほうに移りますけれども、すべきということで、一応する方向で準備を進めさせていただきたいと考えております。

## 【仮野会長】

井口さんのパブリックコメント。

## 【総務課情報公開係長】

あと、4ページ目に川井委員から確認事項がありましたので、今回、審議会の検討の根拠をどこに求めるかというのは、お見込みのとおり、審議会条例第2条第1号で、重要な事項については審議することができるということになっていますので、ここを踏まえて、この審議会で意見を聴いている経過です。過去の条例改正のときも、一応審議会に報告とか意見を聴いていたので、それに倣っているということです。今後どういう流れになるかということで、最終的には、この意見をまとめて、それで条例案を作成して、パブリックコメントにかけて、パブリックコメントにかけたものを最終的に条例案としてここに出して、諮問という形で市長が出させていただく予定です。

## 【仮野会長】

市長は誰に諮問をするのか。

### 【総務課長】

審議会に。

ある程度の案がまとまりましたら諮問させていただいて、審議会の中でパブリックコメントを経て、また案を検討の上、答申をいただきたいと思います。

#### 【仮野会長】

ということですね。分かった。

条例案について審議いたしましたが、そろそろ時間も終わりに近づきましたので……。

## 【白石委員】

今の、ちょっと最後のほうのところだけ。

## 【仮野会長】

はい。どうぞ。

## 【白石委員】

今日の意見等の中で、資料9で私が書かせていただいているのだけれども、やっぱりこの審議会の在り方を、最初に申し上げた可視化という問題と、それから主権者は住民だという立場から、最大限審議会の機能を残すということにはしたいなと思っているんですよね。ともかく、この個人情報保護委員会の姿勢という

のは、自分たちが全部決めるのだから、あなたたちは従いなさいという姿勢にも う一貫して徹頭徹尾、全てその主張なんですよね。

## 【仮野会長】

国のほうはね。

## 【白石委員】

そうです。やはりそれはおかしいと。さっきの登録簿のこともそうだし、審議会も、特に小金井市はこういう形で、ほかの市だと、学識経験者と、あと議会代表とかがメインで構成されているところが結構多いんですけれども、このように公募の市民の方がこれだけ入っている審議会というのは、もちろん専門性ということでいえば、専門家と比べれば違うと思うんだけれども、極めて必要なことだと思うんですよ。だから、そういう意味では審議会の在り方は最大限担保していただきたいという意見が一つと、それからオンライン結合は、これは長い歴史の中で、国によるいろいろな形での個人情報の吸い上げに対して極めて強い警戒感があった歴史があって、ただ実質的には例外規定を設けているわけです。なおかつこの審議会でやっているから、ほとんど要するに、さっきもそうですが、出してしまうわけですよね。だけれども、そういうどこかで歯止めを設けておくということからすると、実は本来だったら残すべき条項ではあるのだけれども、ただ、国はなぜかこのことにすごくこだわっているんです、保護審議会には。ということで、意見としては、過去の歴史はきちんと踏まえてもらいたいなということだけは申し上げておきたいと思います。

#### 【仮野会長】

それは当審議会のみんなの総意だね。 どうぞ、本多さん。

### 【本多委員】

ちょっと私のほうも、前回の審議会で、資料が送られてきてからちょっと自分で意見を言えるのかなと思ってちょっと意見を言わなかったというのがありまして、今回の審議も踏まえまして、ちょっとメールで送るということはよろしいでしょうか。

## 【総務課情報公開係長】

はい、大丈夫です。

## 【総務課長】

また様々、本日出して本日説明した資料になりますので、前もって送らせていただいたとしても、いろいろ説明が必要だということで、当日配付で当日説明さ

せていただいているものですから、御質問、御意見などがまたありましたらお寄せいただければ、次の9月2日までにまた様々な御意見などをまとめていき、条例の素案というのをだんだんつくっていければと思います。それでいかがでしょうか。

# 【本多委員】

そうですね。今週中ぐらいですか。

# 【総務課長】

はい。もし御意見をいただけるのであれば、今週中ぐらいにいただけるとありがたいです。

## 【仮野会長】

次回は9月2日の午後6時から。これは通常の審議会ということでしょうか。

### 【総務課長】

いえ、また続きになります。この続きです。

### 【仮野会長】

これでしょう。これは通常の審議会をやっているんだ。

## 【総務課情報公開係長】

すみません。間違えました。

### 【仮野会長】

2つあるから、こんがらがってしまうけれども、この個人情報保護法の改定に 伴う審議は、9月2日午後6時よりこの会議室でまた行います。

また、当初の審議会については、10月13日。何曜日でしたか、13日は。

#### 【総務課情報公開係長】

木曜日です。

#### 【仮野会長】

木曜日ね。9月2日も木曜日ですか。

### 【総務課情報公開係長】

9月2日は金曜日です。

## 【仮野会長】

金曜日。ごめんなさい。9月2日の金曜日と、通常の審議会は10月13日木曜日に開催したいと思います。

## 【白石委員】

ちょっと質問なんですけれども。

### 【仮野会長】

どうぞ。

# 【白石委員】

実は9月2日は自分が主催している用事があってどうしても出席できないんですけれども、今日で大体一わたり検討課題はやりましたよね。次回はどういう中身が中心になるんですか。例えば、パブコメにかけるようなものの原案を検討するとか、もし事前に次回の検討内容をお送りいただければ、欠席だけれども、意見を出したいと思うんです。

## 【総務課長】

本日は、削る部分というのを全然確認していなかったり、今回説明を受けて、 またいろいろ資料などを御覧になって、追加の御意見などがあればいただき、パ ブリックコメントの素案に持っていきたいと思います。

### 【仮野会長】

大丈夫ですか。

## 【白石委員】

大丈夫です。

# 【仮野会長】

では、それについては、できるだけ早く……。

### 【総務課長】

よろしくお願いします。

#### 【仮野会長】

9月2日は、ではどういう議論を、ここでは。

#### 【総務課長】

続きということ、続きになります。

#### 【仮野会長】

続きをやる。はい。

この資料のうち、どれを持ってくればいいのか、今度は。

## 【総務課情報公開係長】

検討課題と書いてあるものは、過去にこういうのがあったということで持ってきていただければ……。

## 【総務課長】

検討課題資料というのは、毎回お持ちいただけると、戻ることがあります。本 日配るのはほとんど参考資料ですので……。

## 【仮野会長】

次回、検討課題のどれを持ってくればいいのか。

## 【総務課長】

ゼロから9まで、今お配りしています。

## 【仮野会長】

ゼロから9ね。皆さん、ゼロから9の検討課題を御持参ください。 皆さん、いいでしょうか。何か御質問はありますか。ちょっと2つの審議会が 並行しているものだから、混乱しそうだけれども、よろしいでしょうか。 それでは、今日は長時間の御議論をいただき、ありがとうございました。 これにて今日は閉会いたします。御苦労さまでした。

— 了 —